

官報

平成二十九年三月十七日

○第九十三回 参議院會議録第九号

平成二十九年三月十七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成二十九年三月十七日

午前十時 本会議

第一 雇用保険法等の一部を改正する法律案 (趣旨説明)

○本日の會議に付した案件 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより會議を開きます。
日程第一 雇用保険法等の一部を改正する法律案
案趣旨説明

本案について提出者の趣旨説明を求めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

(國務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○國務大臣塩崎恭久君(た)だいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

急速な少子高齢化が進展する中で、就業促進や雇用継続を通じた職業の安定を図り、誰もが安心して活躍できる環境の整備を進めることが我が国の重要な課題となっております。また、基本手当の給付日数を延長する等の暫定措置の期限が今年度

平成二十九年三月十七日 参議院會議録第九号

末までとなっております。

こうした状況を踏まえ、雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率の暫定的な引下げ、職業紹介事業等の適正な事業運営を確保するための措置の拡充、子育てと仕事が両立しやすい就業環境の整備等を行うこととし、この法律案を提出をいたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、雇用保険制度について、離職者の実情に応じた失業中のセーフティネットの確保や労働者の職業能力の向上等に取り組むため、若い世代の基本手当の所定給付日数の拡充、教育訓練給付等の拡充を行うとともに、災害により離職した方等の給付日数の延長を可能にすることとしていきます。

また、平成二十九年年度から平成三十一年度までの間、暫定的に、失業等給付の保険料率の引下げを行うとともに、失業等給付等の国庫負担について国庫が負担することとされている額の百分の十としていきます。

第二に、職業紹介等に関する制度について、その機能強化と求人情報等の適正化を図るため、ハローワーク等が労働関係法令違反の求人者等からの求人を受付とすることができ、制度の強化、虚偽の求人申込みに係る罰則や募集情報等提供事業に係る指導監督権限の創設を行うとともに、求人票等で明示した労働条件を変更しようとする場合等に、変更内容等の明示義務を課することとして

雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

います。

第三に、育児休業制度について、男女共に働きながら子育てができる環境を整備するため、子が一歳六か月に達するまで育児休業をしてもなお雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、子が二歳に達するまで育児休業ができることとし、あわせて、育児休業給付の給付期間の延長を行うこととしております。

最後に、この法律案は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。太田房江君。

(太田房江君登壇、拍手)

○太田房江君 自由民主党の太田房江です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

安倍内閣は、二〇二〇年頃までに名目GDP六兆百兆円を達成する目標を掲げ、これに向けて一億総活躍社会の推進を進めています。そして、一億総活躍社会を実現するための最大のチャレンジは働き方改革です。

今回の改正案は、就業促進や雇用継続を通じた職業の安定を図ることで、この働き方改革を進める非常に大切な法案です。政府には、今回の改正で、この働き方がどのように変わり、どのようなメリットがあるのかということについて分かりやすく説明をしていただきたいと思ひます。

まず初めに、失業等給付に係る保険料率の引下げの効果について伺ひます。

アベノミクスの成果による失業率の低下や雇用増により、雇用保険の財政状況等は良好です。失業等給付に係る積立金は、平成二十七年決算で

約六兆四千億円となっております。

この成果を還元する趣旨で、昨年も雇用保険法の改正により保険料率を〇・八％へと引き下げましたが、今回の改正では暫定的に更に〇・六％へと引き下げます。これにより、働く人々の手取り収入は増加をいたします。失業率が下がり、雇用が増え、手取り収入が増えるという経済の好循環を実感いたします。

また、雇用保険料は労使折半ですから、企業側も保険料負担が軽減されることとなります。この分が設備投資や賃上げに活用されれば、今後更に経済の好循環が加速化されると考えますが、この効果について、塩崎厚生労働大臣の見解をお伺ひいたします。

続けて、失業等給付の拡充に関連して伺ひます。

今回の改正では、雇用機会が不足している地域に居住する方に対し、基本手当の給付日数を六十日延長する暫定措置が五年間実施されます。これは、景気回復の波を全国津々浦々に広げ、地方創生を後押しする意味でも重要な取組です。

一方、地域や業種によっては人手不足も心配です。四十七都道府県の有効求人倍率は全てで一倍を超えていますが、業種によっては人手不足状態にあると思われる数字となっております。例えば、介護関係業種は全国平均で三・五倍、またトラック運転手も二・二四倍と高水準です。

人手不足を背景に、外食産業では営業時間を短縮する動きがあり、物流業界でも再配達や時間指定配送の仕組みを要し、賃金も上げようという企業が現れていきます。超過勤務規制など労働環境を改善する動きは、働き方改革を進め、生産性向上を牽引する上でも好ましいことです。しかし、この動きに円滑に対応できるのは業界のトップ企業であり、中小零細企業は取組が遅れがちで、結果として、全体で見ると雇用需給のゆがみが大きくなることも懸念されます。

このような雇用需給の不均衡について、一億総

平成二十九年三月十七日 参議院会議録第九号

雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

活躍社会実現の全体像の中でどのように捉え、どのように対応されようとしているのか、加藤担当大臣にお伺いをしたいと思います。

雇用保険関連でもう一つお伺いをいたします。

雇用保険料の積立金の安定性は、健全な経済成長に支えられていることは申し上げるまでもありません。そして、この経済成長は、我が国の事業所数の九・七％、従業員数では七〇％を占める中小企業が支えています。この成長と分配の好循環を持続させるためには、中小企業の労働生産性を一層向上させ、賃上げできる体力を付けていくことが重要と考えます。

労働関係助成金制度では、生産性の向上を図る企業に対して助成金の割増し等を行うこととなっていますが、仮に生産性の伸びが大きい場合でも、金融機関の事業性評価を活用して判断することになっていきます。しかし、金融機関は中小企業の融資に対して厳しい対応を取ることが多いとの不満を耳にすることも依然多く、本当に財務デュータや担保、保証に必要以上に依存することなく、事業内容や成長可能性などから適正に判断できるのかという懸念がございます。

アベノミクスにおいて地方創生と並んで大切な中小企業の生産性の向上をしつかりと後押しできるように、この助成金の割増し等を適切に運用していくための工夫について、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

次に、仕事と育児や介護との両立支援についてお伺いをいたします。

多様な経験を持つ人々が活躍する企業は、ユニークな製品やサービスを生み出す力が高いと言われています。我が国の産業の強みは、このような消費者の視点に立つて考えるところにあり、このことは、子育てや介護の経験を持つ方々にも当てはまります。子育てや介護の経験があつたからこそ、その立場に立つた製品を生み出すことができたとする事例はたくさんございます。このよう

な方々が活躍できる環境をつくることは、我が国の成長にもつながることになるわけです。

子育てや介護をしている方々も安心して働くことができる、職に帰ることができるという環境ができれば、安心して子育てや親の介護にも踏み出すことができる、そんな好循環をつくり出すことが大切です。

今回の雇用保険法の改正案でも、保育所の入所時期との関係で、原則一歳までである育児休業を六か月延長しても保育所に入れない等の場合には、更に六か月、つまり二歳まで延長できるようになり、また、この延長にあわせて、育児休業給付の支給期間も延長できることになっております。これにより、キャリアを継続したいと考えている方々の不意な離職が防止できます。

そこで、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

この六か月の再延長ですが、職場の雰囲気や再延長しにくいということであれば、その効果が半減してしまいます。育児休業の取得促進の環境づくりのためにどのように企業に働きかけていくつもりでしょうか、お聞かせください。

最後に、出産などを機に離職した方々の再就職支援について伺います。

現代は、技術革新の急速な進展により、僅か数年のうちに仕事に求められるスキルが変わっていく時代です。この変化に遅れることを心配して、子育てを諦めたり、介護のために離職したりする方々もおられます。離職後、資格を持つているがプランクが心配で現場に復帰したくてもできないという看護師、保育士、介護士さんなどの方々がたくさんいるとお伺いしています。有能な方々が活躍できないのはもったいない話です。

今回の雇用保険法の改正で教育訓練給付が拡充されることにより、就業ニーズの高い分野において、高度かつ実践的なスキルの習得を目的とする講座の増設などが期待されています。

いくという決意をお伺いいたしましたして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕
○国務大臣(塩崎恭久君) 太田房江議員にお答えを申し上げます。

保険料率の引下げの効果についてのお尋ねがございました。

近年の雇用情勢の改善により、雇用保険の被保険者数が増加するとともに、受給者も減少傾向にあるため、雇用保険財政は安定的に推移しております。このため、昨年の引下げに加えて、平成二十九年度から三十一年度までの三年間に限定して保険料を引き下げることいたしました。これによりまして、昨年の引下げと合わせると、労使それぞれ約三千五百億円の負担軽減が図られ、このことが消費の底上げや企業の経営力強化につながることを強く期待をいたします。

労働関係助成金の運用につきましてお尋ねがございました。

生産性を高めていくことは働く方の職業の安定にもつながると考えられることから、生産性の向上を図る企業に対して労働関係助成金の割増しを行うことにより、こうした企業を積極的に支援をすることとしております。

この生産性の判定に当たっては、地域の企業の実態を的確に判断をし、育成していく使命のある金融機関の知見を活用することが有効であり、金融機関が各企業について行う事業性評価の結果を参考とすることが適当であると考えております。この取組を進めるに当たりまして、助成金の支給事務を行う労働局と金融機関との間で密接な連携を図ることにより、企業の実態が伸びる可能性を適切に判断してまいります。

育児休業の取得促進についてのお尋ねがございました。

知啓発を行ってまいりました。また、昨年の育児・介護休業法の改正では、事業主に對して育児休業取得に対するハラスメント防止措置を新たに義務付け、本年一月より施行されております。

これらに加え、今回の法案では、事業主が育児休業の対象となる方を把握したときは、その方に個別に取得を勧奨する仕組みを設けることとしております。これらの施策により、引き続き育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

出産などを機に離職された方の再就職支援についてのお尋ねがございました。

今回、教育訓練につきましては、専門実践教育訓練給付の支給割合を最大六〇％から七〇％に引き上げ、離職後に受給できる期間を現行の最大四年から最大十年に延長するとともに、子育て中の女性が土日、夜間でも受講できる講座を増設する等の拡充を行うこととしております。

また、教育訓練以外にも、平成二十九年度予算では、復職に積極的な企業を支援する助成金を創設することとしております。これらの取組により、出産などを機に離職した方の再就職や学び直しを支援してまいります。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕
○国務大臣(加藤勝信君) 太田房江議員より雇用需給の不均衡に對する取組についてのお尋ねがございました。

アベノミクスにより雇用情勢が大きく改善する中で、介護関連職種やトラック運転手などの分野において人手不足といった課題があると認識はしております。

議員御指摘の中小零細企業への取組については、下請法や独占禁止法の違反が疑われる場合に、その取締りを通じて長時間労働を是正する仕組みを構築するなど、関係省庁が連携して総合的な支援を進めているところでございます。また、中小零細企業における人手不足の問題に對するため、ハローワークでのきめ細かなマッチング支

援、職業訓練の実施、職場の魅力を高めるための雇用管理改善への支援などの取組を進めております。

こうした足下の人手不足への対応も含めて我が国の活力を維持していくためには、女性、高齢者など潜在的な働き手の方々に労働参加をしていただくことが極めて重要であり、二ツポン一億総活躍プランを具体的に実現していくことが求められております。

そのための最大のチャレンジが働き方改革であります。働き方改革については、昨年九月以来、働き方改革実現会議において、中小企業を含めた労使のトップや有識者にお集まりをいただき、働く人の立場、視点に立った議論を重ねております。同一労働同一賃金の実現、長時間労働の是正、柔軟な働き方の実現など幅広い分野について、三月に実行計画を取りまとめ、働き方改革を強力に推進してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 石橋通宏君。

〔石橋通宏君登壇、拍手〕

○石橋通宏君 民進党・新緑風会の石橋通宏であります。

ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。

本題に入る前に、学校法人森友学園に対する国有地の異常格安売却問題に関して一言申し上げるとともに、塩崎大臣に一点質問いたします。

森友学園問題については、連日のように新たな問題や疑惑が発覚し、政府答弁のうそや矛盾も次々と明らかになっていったところですが、今週に入り、稲田防衛大臣が国会で虚偽答弁をしていた事実が発覚するとともに、昨日は、山本委員長始め本院予算委員会理事の皆さんが現地を視察訪問していたところ、籠池理事長御本人より、安倍総理からの寄附金が学園側に提供されていたとの発言がなされました。

これを受け、三月二十三日に衆参両院で籠池理事長の証人喚問を行うことで自民党と民進党の国対委員長間で合意に至ったこととす。遅過ぎた感がありますし、疑問も多々ありますが、真相究明に向けての第一歩として歓迎したいと思っております。

政府に対しては、本件について国会に対する説明責任を負っているのは政府の側であることを改めて指摘しておきたいと思ひますし、特に、安倍総理におかれましては、その先頭に立って国民の疑問や疑念を払拭するための努力を誠実に尽くしていただくことを強く要請しておきます。

その上で、塩崎大臣にお聞きします。

森友学園の籠池理事長が代表を務めている社会福祉法人肇國舎が運営する保育園において、児童虐待を疑わせる行為があった可能性や、助成金、所長設置加算約一千万円が不正受給されていた疑いが明らかになっております。現状、大阪市が調査に着手したとも伝えられていますが、国費が投入されている保育園で児童虐待や巨額の不正受給があったとすれば、これはゆゆしき事態であります。国としても徹底調査が必要だと考えますが、塩崎大臣、現時点でどこまで問題を把握し、今後どのような方針で対処するおつもりか、答弁をお願いします。

それでは、本題に入ります。

初めに、雇用保険法改正案に関連して質問します。

まず、塩崎大臣に、雇用保険法第一条の目的に鑑みて、現状、労働者の生活及び雇用の安定がどのような状態にあり、どのように問題があると認識しているのか、確認を求めたいと思ひます。

安倍総理は、繰り返し、有効求人倍率が上昇し、失業率が低下していることをもって雇用は良くなっていると言ひ続けています。しかし、有効求人倍率の上昇が、求職者、とりわけ若者たちが、自らの希望にかなう、給料のいい、質の高い、安定的な雇用に就けていることを表している

のでしょうか。多くの地方都市では、むしろ、労働力人口の減少や若者の都会への流出によって求職者数が減少し、求人を出しても人が集まらず、特に、介護や保育、農林漁業や水産加工、建設や物流などの現場で人手不足が一層深刻化して、それが結果として統計上の有効求人倍率を押し上げているのが実態なのではないでしょうか。

求人があっても、不安定かつ低賃金な非正規の雇用ばかりであったり、正規の職であっても、仕事の価値や労働の量に見合う賃金が保障されていない雇用が中心なのであれば、ミスマッチが広がるばかりで、労働者の生活及び雇用の安定には程遠いはずですし、そのような問題認識に立てば、今回の雇用保険法改正案はもつと違う中身になったのではないかと思います。塩崎大臣の見解をお聞かせください。

次に、雇用保険制度における国庫負担の在り方について質問します。

初めに、昭和二十二年の雇用保険制度創設時に国庫負担が法定化された立法趣旨と、当初、その負担割合が三分の一とされたことの理由を教えてください。

その上で、昭和三十四年に本則が四分の一となり、平成四年以降は一時期を除いて負担率が本則より更に引き下げられる暫定措置が常態化しているわけですが、当分の間の措置としながら減額が恒常化していることが国庫負担の立法趣旨に鑑みて正當なのかどうか、大臣の説明を求めます。

そして、本法案は、その国庫負担率を、本則の何と十分の一に減額します。これは国民の雇用の安定に対する政府の責任を放棄するものではないかと、その姿勢を疑わざるを得ませんが、およそ国庫負担が法定化されている他の制度において、その負担率が本則の十分の一にまで引き下げられた例が存在するのか、そして今回、いかなる理由でこの大幅な政府責任の後退が正當化されるのか、答弁をお願いします。

年間で、それが一体何に使われてきたのか、そして、今回の十分の一への引下げで生じる約一千億もの財源が今後三年間一体何に使われるのか、説明をお願いします。

法案では、三年に限った措置としていますが、減額がまた延長される懸念が拭い切れません。十分の一減額措置が延長されることなど絶対にないことを明言してください。また、法案には、暫定措置そのものを、その後できるだけ速やかに廃止すると書かれていますが、三年後には直ちに本則に戻すべきであり、この点も明確に約束をお願いいたします。

次に、特定受給資格者に対する所定給付日数の延長について質問します。

本法案では、倒産や解雇等による離職者の一部についてのみ延長を提案していますが、なぜこの一部のみ給付日数を延長するのか、説明をお願いいたします。

結果、対象者以外の離職者については給付日数の改善がなく、特に自発的離職者については、平成十二年及び十五年の改正で大幅に引き下げられている水準が今後も続きます。積立金に余裕があるのであれば、まず真っ先に、自発的離職者等について少なくとも引下げ前の水準に戻すべきです。それ以外の離職者についても、ヨーロッパの先進諸国並みの水準を目指して給付日数の拡充をすべきだと思いますが、塩崎大臣の見解を求めます。

続いて、特定理由離職者に対する所定給付日数の拡充について質問いたします。

今回、雇止めによる離職者など特定理由離職者に対する所定給付日数を、倒産や解雇による離職者と同様に扱う暫定措置が、更に五年間の暫定措置として提案されています。この暫定措置は、平成二十一年、リーマン・ショック後の厳しい雇用情勢を踏まえた対策として三年間の暫定で導入され、その後、暫定延長が繰り返されてきたわけ

ですが、政府はこの拡充措置の政策効果をどのように評価しているのか、教えてください。

現状、雇用全体に占める有期雇用契約の割合が非常に大きくなっている中で、更新継続を希望しても雇止めとなるケースは今なお多発していると思いますが、政府はその実態をどのように把握しているのでしょうか。常に雇止めのリスクにさらされている多数の有期雇用労働者のことを考えれば、むしろこの拡充措置こそ恒久化すべきだと思いますが、塩崎大臣の見解をお示しく下さい。

次に、教育訓練給付に関連して質問します。本法案では、専門実践教育訓練に係る給付の拡充が提案されています。まず、この施策がいかなる位置付けで行われているのか、対象者と到達目標も併せて御説明ください。

この教育訓練給付は、国庫負担のない、労使折半による財源で行われています。だからこそ、雇用保険の本来目的である本給付とこの訓練給付とのバランスを欠いてはなりません。そもそも、これらの教育訓練は、政府の責任において一般財源で行われるべきです。もし政府の主張どおり雇用情勢は良くなっているのであれば、専門実践教育訓練を雇用保険制度の下で恒久化するのには政策の整合性がないと思いますが、塩崎大臣の見解を求めます。

次に、雇用保険二事業への留意事項の追加について質問します。

今回、二事業に、労働生産性の向上に資するものという留意事項を付すことが提案されていますが、その効果、狙いは一体何なのでしょう。何を基準にこの生産性向上を図るのでしょうか、説明を求めます。

そもそも、労働関係助成金には、雇用調整助成金や特定求職者雇用開発助成金など、雇用の安定を守るために大切な役割を果たしている、しかし生産性要件にはなじまないものが存在していま

す。法案では、全ての事業に生産性要件が掛かっているように読めますし、そうであれば政策としては不適切だと思いますが、塩崎大臣の見解をお願いいたします。

次に、職業安定法改正案の関連で二点質問いたします。

一点目は、労働条件の変更等の明示の義務化についてです。

今回、変更の明示の義務化が提案されたことは評価しますが、問題はその時期です。例えば、変更の明示が入社の直前でも構わないのであれば、特に新卒入社の場合、不満があっても受け入れざるを得ません。一体いつの時点までに、またいかなる方法で変更の明示が行われるべきなのか、見解をお示しください。

二点目は、求人申込み不受理の対象範囲と確認方法についてです。

本法案では、不受理の対象者について、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものとしていますが、いかなる規定が対象に含まれる予定でしょうか。また、その中に先ほどの労働条件変更の明示義務の違反も含まれるべきだと考えますが、政府の方針を御説明ください。

なお、求人者が不受理の対象になつていないかどうか、ハローワーク等が求人者に報告を求めることができる規定になつていますが、実効性確保のために、必ず報告を求め、虚偽報告は処罰できるようにすべきだと考えますが、塩崎大臣、見解をお示し願います。

最後に、育児休業法改正案に関連して質問いたします。

今回、育児休業の二年までの延長が提案されています。まず確認しますが、現状、育児期間を一年半まで延長取得されている方々は何人で、一年半では足りず、仕事を辞めざるを得ない方々、つまり、今回の延長で直接救済される方々は何人おられるのか、事実を是非教えてください。今回、この延長を提案するに当たって、政府

は、当事者の皆さんにヒアリング調査などを行ったのでしょうか。その結果として、当事者の皆さんの多数が二年までの延長を希望されたのでしょうか。当事者の皆さんの希望は、待機児童を一刻も早く解消することではなかったのでしょうか。塩崎大臣に説明を求めたいと思います。

結局、育児二年を利用するのはほぼ女性労働者になつてしまふのではないかと思われますが、そうならば、ますます女性をキャリアから遠ざけ、男女間格差を広げてしまいます。であれば、これは安倍政権が標榜する女性の活躍と明確に矛盾する政策だと思われませんが、塩崎大臣、政策の整合性を是非明確に御説明ください。

ちなみに、政府は待機児童ゼロの達成時期目標を先送りしたと理解していますが、では、育児を二年まで延長した後、必ず保育所が見付かつて職場復帰できる保障があるのかどうか、併せて確認をお願いいたします。

以上、法案について質問させていただきました。

私は、残念ながら、現下の雇用情勢は決して良くなつてはいない、それどころか、過去二十二年にわたつて続いてきた雇用の質の劣化がいまだに続いていると考えています。働けど働けど安心して暮らすことができない多くの労働者たち、仕事に就いても将来に希望を持てず結婚や出産をためらつてしまふ若者たち、ダブルワークやトリプルワークで一生懸命働いても子供に満足な食事すら与えることができない一人親家庭の皆さん、政治は一体何をやっているのかと悔しくてなりません。

今政治がやるべきは、アベノミクスは成功している、雇用は増えている、有効求人倍率は過去最高などなど表層的な自画自賛を繰り返すことではありません。雇用の質の改善を最優先課題と位置付け、労働者保護ルールを強化し、再分配機能を再構築して、教育や能力開発を含む人への投資を拡大し、真に労働者のための働き方改革を実現す

ることであり、私たち民進党はその先頭に立って全力で取り組んでいく決意を申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣塩崎恭久君 石橋通宏議員にお答えを申し上げます。

保育園における不適切な保育や不正受給についてのお尋ねがございました。

御指摘の保育園に対しては、指導監督権を持つ大阪市において、不適切な保育や不正受給を行っていないかなどの実態を把握するため、三月中に立入検査を実施する予定と聞いております。その調査結果を踏まえて必要な対応を検討してまいります。

現下の雇用情勢を踏まえた雇用保険法の改正内容の妥当性についてのお尋ねがございました。

アベノミクスにより、正規雇用の増加、不本意ながら非正規の職に就いておられる方の割合の低下、賃金の緩やかな増加等、労働者の生活及び雇用の安定が図られてきております。このような中、リーマン・ショック時に創設された暫定措置の期限が到来すること、雇用保険財政が安定的に推移をしていることを踏まえ、労働政策審議会で議論を行いました。

その結果を踏まえ、若年層の所定給付日数の拡充、雇止めされた有期雇用労働者に対する暫定措置の延長、賃金日額の引上げ等、労働者の生活及び雇用の安定といった視点に立つて更なる見直しを行うこととしております。

雇用保険制度の国庫負担の在り方についてのお尋ねがございました。

失業が国の経済政策、雇用政策と関係が深く、政府もその責任を担うべきとの考え方により、関係する労使と国の三者で負担を等分することとしており、制度創設当初に三分の一の国庫負担が法定をされております。平成十九年度以降、国庫負担の割合は暫定的に本来の五五五となつておりま

すが、こうした国庫負担についての基本的な考え方は変わっており、今回の法案でも、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することを法律附則で明示をしております。

他の社会保険制度において同様に国庫負担が引き下げられている例は承知していませんが、今回の引下げは、雇用保険制度の安定的な運営を確保できることを前提としており、三年間に限定して行うものであり、国庫負担の基本的な考え方を變更するものではありません。

仮に、二十八年度予算における五五%のベースの国庫負担について、本則に割り戻した場合との差額を計算すれば約一千二百億円となります。また、今回の二十九年度予算における十分の一への引下げで生じる財源は約一千百億円でございますが、これは一般会計予算全体の中で適切に使われるものと承知をしております。

繰り返しになりますが、今回の国庫負担の引下げは、三年間に限定をし、限定的に行うものでございまして、引下げを三年間に限り行うことは法律上明記をされております。国庫負担の本則復帰についても、法律上明記していることとあり、平成三十二年以降、その実施に向けてできる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

所定給付日数の拡充についてのお尋ねがございました。

倒産、解雇等により離職した方のうち、被保険者期間が一年から五年の三十歳から四十五歳の層につきましては、所定給付日数内での就職率が他の層と比較して低くなっていることを踏まえ、給付の拡充を行っております。さらに、基本手当を拡充することは、早期再就職のインセンティブを弱め、かえって再就職を阻害することにもつながりかねないとの意見もあることから、慎重な検討が必要と考えております。

御指摘の暫定措置については、リーマン・ショック後の急激に悪化した雇用失業情勢等に鑑み設けられたものであり、そのような状況下では離職者のセーフティーネット機能の強化に役立ってきたと考えております。この暫定措置については、雇い止めによる離職者は減少傾向にあること、他方で、非正規の仕事で働く方が増加傾向にあることを踏まえて、引き続き暫定措置として今後の推移を見極めることが適当であると考えております。

専門実践教育訓練給付の拡充についてのお尋ねがございました。

専門実践教育訓練給付は、能力の向上により、より安定した雇用を希望する方が、資格取得等を通じて、これを実現することを目標に実施をしております。今回の改正案におきましては、就業促進や雇用継続を通じた職業の安定を図るため、失業給付について必要な手当てを行うとともに、働く方の職業能力の開発、向上が今後ますます重要となってくることを考え、専門実践教育訓練給付を雇用保険法に基づく恒久措置として拡充をしたものでございます。

生産性要件についてのお尋ねを頂戴をいたしました。

急速な少子高齢化が進展する中で、働く方の能力を向上させ、生産性を高めることが雇用の安定にもつながることから、生産性の向上を後押しする理念を雇用保険法に明記をいたしました。生産性の向上は、助成金を申請する事業所の決算書等から導き出される雇用保険被保険者一人当たりの付加価値額の伸びや、金融機関による事業性評価の内容等に基づいて評価をいたします。

一方、御指摘のように、経済上の理由により事業を縮小せざるを得ない企業への支援や就業が困難な方々の就労支援のための助成金など、生産性の向上を求めることが必ずしもなじまないものにつきましては、これを要件とすることは考えておりません。

労働条件の変更等の明示義務につきましてのお尋ねがございました。

今回の改正で新たに義務化をする労働条件の変更等の明示については、労働契約を締結する前に行わなければならない。その上で、働く方の保護の観点からは、労働条件が確定した後可能な限り速やかに行い、働く方の考える時間が確保されることを望ましいと考えております。明示の方法は、書面の交付が電子メールによることとする予定でございます。新卒者につきましては、採用内定時に労働契約が成立するというケースもあり、事案に応じて適切に明示を行う必要があるものと考えております。

求人への不受理についてのお尋ねを頂戴をいたしました。

今回の改正による求人不受理の対象のうち労働関係法令違反を繰り返す事業主等の範囲は、若者雇用促進法における対象を参考としつつ、労働条件の変更等の明示義務違反も含め、改正法施行までの間に検討をまいります。

ハローワークでは、求人不受理の対象に該当するかどうかについて事業主に対して必ず報告を求めます。また、職業紹介事業者も事業主に対して報告を求めるべきであると考えております。事実と異なる報告を行った事業主には勧告を行い、勧告に従わない場合はその旨を公表できる規定を新設をし、厳正に対処をまいります。

育児休業の再延長の必要性、女性活躍との関係、待機児童ゼロとの関係などについてのお尋ねを頂戴をいたしました。

今回の改正内容は、公労使の代表から成る労働政策審議会において、雇用均等基本調査や昨年の実施した保活の実態に関する調査等の各種調査も踏まえつつ御議論をいただきました。その中で、保育園等を利用できないために離職せざるを得ない方が一定数存在をしておりますことから、これを防ぐ緊急的なセーフティーネットとして育児休業の再延長が求められました。また、待機児童問題に引き続き取り組むことが確認をされました。

育児休業期間の再延長に当たりましては、女性に育児の負担が更に偏り女性活躍の取組に逆行することのないよう、男性が積極的に育児をすることも重要と考えております。今回の改正案においても、事業主が育児休業の対象となる方に個別に取得を勧奨する仕組みを設けるとともに育児目的休暇を新設するなど、男性の育児休業取得を促進するための措置を講じております。

また、これらにあわせて、育児休業からの復帰を希望する時期に子供を預けられる環境を整備するため、保育の受皿を確保し、待機児童ゼロを絶えず実現することを目指してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 片山大介君。

〔片山大介君登壇、拍手〕

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。私は、我が党を代表して、雇用保険法等の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

少子高齢化と人口減少が進む中、労働生産性を高めるとともに、雇用の安定を図り、子育てや介護をしながら就労もできる環境を用意することは、国民の福祉に資するだけではなく、経済成長や財政再建のためにも必要です。また、限られた財政資金を経済状況に応じて効率的に利用することも求められます。

今回の改正案はこうした目標に向けた一歩だと思いますが、あるべき働き方の実現を加速するため、以下に質問いたします。

まず、雇用保険の保険料率などの引下げについてお尋ねします。

最近の雇用指標の改善により、労働保険特別会計では、フローでの剰余金もストックでの積立金も膨大な額に上っていて、その有効活用が課題となっていました。我が党は、こうした観点から、繰り返し雇用保険の保険料率と国庫負担率の引下げを訴えてきました。

改正案で、保険料率は去年に続いて二年連続で引き下げられたこと、そして一般会計からの国庫負担も引き下げられたことについては評価します。一方、今後の給付と負担のバランスの検討に当たり、積立金の規模に関する判断基準の明確化や労使双方への更なる説明も必要と考えています。

雇用保険も社会保険なので、責任準備金に相当するストックが必要なのは理解できますが、その規模は適正なものであるべきです。現在の基準では、積立金残高などが失業給付費の二倍を超える場合に雇用保険料の引下げが可能となつていますが、今回の改正では、平成三十一年度の積立金残高が給付の二倍程度となり、三年間の引下げながら安定的な運営が維持される見込みとしています。

この二倍という数字の根拠は何なのか、保険数理などの考え方から導かれたものなのか、厚生労働大臣にお伺いします。あわせて、雇用保険制度について、給付と負担のバランスという点から、資金の更なる効率利用の余地がないかどうか、御所見を伺います。

次に、雇用保険の適用についてお尋ねします。日本型雇用の慣行が変化しつつある中、複数の職場における労働者であるマルチジョブホルダーも増加傾向にあります。現行法令では、一か所で週二十時間以上の契約で労働する人が雇用保険の適用を受けますが、例えば、三か所で十時間ずつ、週の合計で三十時間という労働者は雇用保険の資格要件を満たすことができますか。

総務省の調査によると、平成二十四年時点で百五十万人に上つていて、このうち雇用保険が適用されない人はおよそ二十九万人と推定されています。また、全雇用者のうち、副業をしている人の数を本業の所得階層別に見ると、二百九十九万円以下の階層が全体のおよそ七割を占めているなど、低所得者層においては兼業せざるを得ない現状があります。

不安定な就労環境の中、失業の不安を抱きながら働かざるを得ない労働者にセーフティネットが張られていないことはゆゆしき問題だと考えます。政府として、マルチジョブホルダーへの雇用保険適用について具体的にどのような対策を検討されるのでしょうか。

また、世界的にシェアリングエコノミーが拡大する中、誰もが個人事業主になる可能性が広がっています。こうした新しいビジネスモデル、新しい就労モデルに対して、日本の雇用保険制度はどのように対応し、セーフティネットとしての機能を充実させるのでしょうか。厚生労働大臣の御所見を伺います。

次に、専門実践教育訓練給付についてお尋ねします。この給付制度は、個人の主体的な能力開発や中長期的なキャリア形成を目的としています。が、今回の制度拡充は、この訓練給付制度に係る事業成果を定量的、定性的に把握した上で決定されたのでしょうか。具体的にどのような効果が新たに期待できるのか、厚生労働大臣の御所見をお尋ねします。

続いて、労働基準監督業務について伺います。本法案では、一定の労働関係法令の違反を繰り返す求人者などの求人を受理しないことなど、ハローワークについての求人段階でのルールの厳格化が求められています。いわゆるブラック企業対策としてこれらの対応は必要と考えますが、ブラック企業に限らず、日本企業ではまだまだ労働法令の遵守が十分ではありませんか。

我が党は、去年の臨時国会で、労働基準監督署等の業務民間委託・職員配置適正化法案を提出しました。公権力の行使に当たるもの以外の事務を原則として民間事業者に委託すること、それによって労働基準監督官が臨検、強制捜査などの業務に専従できるよう、集中配置に向けて必要な措置を講ずるとしています。残念ながら、審議されずに廃案となりましたので、今国会でも、先週の

九日、その他の百本の法案とともに再提出しました。

一方、最近になって開かれた規制改革推進会議で、労働基準監督業務の民間活用タスクフォースの設置が決まりました。会議では、労働基準監督官の業務の一部を、社会保険労務士など民間に委託できないか検討することが提案され、今後、答申に向けた作業が進められるとのことでした。

厚生労働大臣に伺います。労基署の業務につき、今後、民間委託を広げる余地はどの分野でどの程度あるとお考えなのでしょうか。さらに、民間委託を含めた効率化を前提とした上で、労働基準監督行政への予算、人員について、今後一層の充実を図るおつもりはありでしょうか。

次に、育児休業に係る制度の見直しについて伺います。

今回、育児休業の最大二歳までの延長を可能にし、あわせて、育児休業給付の支給期間も延長する改正案が提案されています。しかし、実際のところ、この制度を利用できる環境にある人は限られていると思います。特に、働く女性の六割弱は非正規雇用です。非正規の女性にとつて、育児を取っても復帰できると考えている人は少ないと思います。

取得の要件は、この一月から緩和され、一年以上の雇用継続に加え、子供が一歳半になるまでに契約が更新されないことが明らかな場合は駄目などとなつていきます。しかし、非正規を含めた有期雇用の人たちの八割が契約期間が一年以内です。そして、更新回数も一回だけという人が二割近くいます。こうした人たちに對して、働きながら安心して子供を産み育てられると自信を持つて言えるのでしょうか。

そこで、伺います。育児制度を非正規雇用の女性にとつてもっと利用しやすい制度にできないのでしょうか。そして、いまだに二割台にすぎない男性の育児休業の取得率を上げることもっと積極的に取り組むべきではないでしょうか。二〇二

〇年度までに男性の育児取得の目標は一三%、これは可能なかどうか、併せて厚生労働大臣の御所見を伺いたいと思います。

我が党は、あらゆる国民が性別や年齢によらず、生き生きと働けるように、雇用の安定を図り、経済成長を実現し、将来世代により良い未来を築くことを目指していきます。

以上をお約束して、私の質問を終わります。

(拍手)

(御清聴ありがとうございました。)

○国務大臣(塩崎恭久君 片山大介議員にお答えを申し上げます)

雇用保険の積立金の目安の根拠とその効率利用についてのお尋ねを頂戴いたしました。

雇用保険の積立金は、雇用情勢が悪化した際に安定的な給付を行うためのものと考えています。積立金の水準については、労働政策審議会での議論の結果、保険料率の弾力条項発動の要件である倍率が二倍程度を一つの目安としていくべきとの考え方が示されたことに基づくと考えています。今回の雇用保険制度の安定的な運営の確保の観点からは、雇用保険制度の安定的な運営の確保の観点を踏まえ、最大限の措置として、三年間に限定して行うものとさせていただきます。

マルチジョブホルダーへの雇用保険適用についてのお尋ねをいただきました。いわゆるマルチジョブホルダーに雇用保険を適用するに当たりましては、複数の事業主の下での労働時間をどのように把握をするのか、また、仮に適用するとして、何を以て失業と判断するのかといったような問題を解決する必要があります。今後は、専門家による検討会を設置をし、働き方の実態も踏まえた上で具体的な検討を進めてまいります。

新しい就労モデルに対する雇用保険制度の対応についてのお尋ねがございました。雇用保険制度においては、失業者が早期にその自立につながる事業を開始した場合には再就職手

当の対象とするなど、御指摘のような新しい就労モデルも踏まえた対応を行っております。今後とも、こうした働き方に対する諸施策の動向等も見つつ、必要に応じた検討をまいります。

専門実践教育訓練給付の拡充についての御尋ねがございました。

少子高齢化が進展する中で、我が国が持続的に成長をしていくためには、働く方の職業能力の開発、向上に取り組むことが重要でございます。そのような中で、専門実践教育訓練給付についての受給者アンケートによれば、希望の職種、業界で就職できる旨の回答が七割を超えるなど、肯定的な意見をいただいております。今回の見直しにより、働く方々のキャリア形成を更に支援をしてまいりたいと考えております。

労働基準監督業務の民間委託と労働基準監督行政の予算、人員の充実にについてのお尋ねがございました。

昨日、規制改革推進会議において、労働基準監督業務の民間活用タスクフォースが開催をされ、労働基準監督官の業務の一部を民間に委託できないかとの提案を受けたと聞いております。労働基準監督署では、現在も、平日夜間や休日の電話相談窓口やインターネット上の求人情報等の監視等を民間委託するほか、社会保険労務士等の民間人材も非常勤職員として活用しながら、効率的な業務の遂行に努めております。いずれにしても、今後、タスクフォースの構成員の御意見を伺いながら、どのようなことができるか、議論を深める必要があると考えております。

また、長時間労働の是正を始め、事業場の監督指導に当たる労働基準監督官の確保は重要だと考えており、厳しい行財政事情の中、平成二十九年度は五十人増員されることとなっております。さらに、平成二十九年年度予算案では、先ほどの民間委託の費用を含め、労働基準監督行政に係る予算額は総額で約二十四億円となっており、今後と

も、必要な人員と予算の確保に最大限努めてまいります。

男性の育児休業取得率の目標についてのお尋ねがございました。

これまでも、男性の育児休業の取得促進に向けて、イクメンプロジェクトや企業に対する助成等を行ってきたほか、昨年の育児・介護休業法の改正では、事業主に対し、育児休業取得に対するハラスメント防止措置を新たに義務付けております。加えて、今回の法案では、事業主が育児休業の対象となる方を把握したときは、その方に個別に取得を勧奨する仕組みを設けることとしております。

これらの施策などにより、二〇二〇年までに男性の育児休業取得率を一三％にするという政府目標の達成に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。(発言する者あり)

失礼をいたしました。

非正規雇用で働く方の育児休業についてのお尋ねがございました。大変失礼をいたしました。

昨年の育児・介護休業法の改正では、有期労働契約で働く方の育児休業の取得要件を緩和をし、本年一月より施行をされております。これにより、引き続き雇用された期間が一年以上である方であれば、労働契約の更新回数に上限がある場合など雇用関係が終了することが確実と判断される方を除いて、育児休業が取得できることとなっております。

この要件緩和を事業主や働く方に周知徹底をし、非正規雇用で働く方がその希望に応じて育児休業を取得できるように取り組んでまいります。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

議員

高木かおり君	矢倉 克夫君	片山 大介君	里見 隆治君	石井 苗子君	高瀬 弘美君	今井絵理子君	清水 貴之君	佐々木さやか君	平木 大作君	浅田 均君	秋野 公造君	若松 謙維君	石井 正弘君	東 徹君	山本 博司君	石川 博崇君	末松 信介君	片山虎之助君	渡辺 喜美君	山本 香苗君	西田 実仁君	魚住裕一郎君	大野 泰正君	滝沢 求君	馬場 成志君	こやり隆史君	進藤金日子君	自見はなこ君	青山 繁晴君	和田 政宗君	石田 昌宏君	北村 経夫君		
伊達 忠一君	郡司 彰君	杉 久武君	井原 巧君	三浦 信祐君	小川 克巳君	伊藤 孝江君	熊野 正士君	藤巻 健史君	宮崎 勝君	河野 義博君	大沼みずほ君	儀間 光男君	竹谷とし子君	新妻 秀規君	中西 健治君	石井 章君	長沢 広明君	横山 信一君	野上浩太郎君	室井 邦彦君	浜田 昌良君	谷合 正明君	山口那津男君	丸川 珠代君	島田 三郎君	豊田 俊郎君	小野田紀美君	佐藤 啓君	徳茂 雅之君	朝日健太郎君	足立 敏之君	渡辺美知太郎君	太田 房江君	古賀友一郎君

上月 良祐君	島村 大君	塚田 一郎君	江島 潔君	三原しゅん子君	長谷川 岳君	牧野たかお君	磯崎 陽輔君	有村 治子君	岡田 直樹君	鶴保 庸介君	平野 達男君	山谷えり子君	愛知 治郎君	吉田 博美君	元榮太一郎君	山口 和之君	松川 るい君	藤木 眞也君	山田 宏君	井上 義行君	渡邊 美樹君	高橋 克法君	柘植 芳文君	中泉 松司君	二之湯武史君	高階恵美子君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	青木 一彦君	石井 準一君	野村 哲郎君	松下 新平君	中川 雅治君	金子原二郎君	山本 一太君	
酒井 庸行君	高野光二郎君	赤池 誠章君	渡辺 猛之君	藤川 政人君	中西 祐介君	水落 敏栄君	片山さつき君	二之湯 智君	山本 順三君	衛藤 晟一君	藤井 基之君	宮沢 洋一君	関口 昌一君	三木 亨君	宮島 喜文君	伊波 洋一君	中西 哲君	糸数 慶子君	そのだ修光君	阿達 雅志君	吉川ゆうみ君	滝波 宏文君	堂故 茂君	長峯 誠君	羽生田 俊君	大家 敏志君	上野 通子君	石井 浩郎君	松山 政司君	西田 昌司君	猪口 邦子君	福岡 資麿君	橋本 聖子君	岡田 広君	武見 敬三君	林 芳正君

柳本 卓治君	木村 義雄君
溝手 顯正君	薬師寺みちよ君
行田 邦子君	木戸口英司君
山本 太郎君	青木 愛君
アノ二才猪木君	松沢 成文君
福島みづほ君	森 ゆうこ君
又市 征治君	山田 修路君
山下 雄平君	森屋 宏君
杉尾 秀哉君	森本 真治君
磯崎 哲史君	堀井 巖君
舞立 昇治君	三宅 伸吾君
宮本 周司君	石橋 通宏君
川合 孝典君	大野 元裕君
斎藤 嘉隆君	森 まさこ君
山田 俊男君	丸山 和也君
中野 正志君	川田 龍平君
野田 国義君	風間 直樹君
牧山ひろえ君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	古川 俊治君
中山 恭子君	足立 信也君
小林 正夫君	藤田 幸久君
浜野 喜史君	山崎 正昭君
尾辻 秀久君	中曾根弘文君
山東 昭子君	蓮 舫君
芝 博一君	羽田雄一郎君
伊藤 孝恵君	平山佐知子君
矢田わか子君	山添 拓君
宮沢 由佳君	浜口 誠君
古賀 之士君	武田 良介君
石上 俊雄君	真山 勇一君
小西 洋之君	舟山 康江君
岩淵 友君	徳永 エリ君
難波 奨二君	江崎 孝君
有田 芳生君	田名部匡代君
吉良よし子君	倉林 明子君
相原久美子君	大島九州男君
藤末 健三君	白 眞敷君

議長の報告事項	那谷屋正義君	紙 智子君
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辰巳孝太郎君	大門実紀史君
内閣委員	吉川 沙織君	神本美恵子君
総務委員	増子 輝彦君	福山 哲郎君
辞任	田村 智子君	井上 哲士君
市田 忠義君	仁比 聡平君	榑葉賀津也君
補欠	小川 敏夫君	小川 勝也君
足立 敏之君	長浜 博行君	櫻井 充君
野上浩太郎君	鉢呂 吉雄君	柳田 稔君
田村 智子君	山下 芳生君	市田 忠義君
補欠	小池 晃君	
塩崎 恭久君	厚生労働大臣	加藤 勝信君
橋本 岳君	副大臣	厚生労働副大臣
橋本 岳君	厚生労働大臣	

国土交通委員	辞任	補欠
野上浩太郎君	足立 敏之君	
環境委員	辞任	補欠
田村 智子君	市田 忠義君	
国家基本政策委員	辞任	補欠
小川 敏夫君	矢田わか子君	
予算委員	辞任	補欠
有村 治子君	山谷えり子君	
今井絵理子君	太田 房江君	
小野田紀美君	山田 宏君	
酒井 庸行君	堂故 茂君	
中野 正志君	酒井 庸行君	
風間 直樹君	中野 正志君	
矢田わか子君	倉林 明子君	
浜田 昌良君	井上 哲士君	
若松 謙維君	倉林 明子君	
井上 哲士君	浅田 均君	
清水 貴之君	成文君	
薬師寺みちよ君	松沢 成文君	
行政監視委員	辞任	補欠
堂故 茂君	酒井 庸行君	
中山 恭子君	中野 正志君	
倉林 明子君	井上 哲士君	
議院運営委員	辞任	補欠
太田 房江君	今井絵理子君	
山田 宏君	小野田紀美君	
熊野 正士君	若松 謙維君	
懲罰委員	辞任	補欠
渡辺 喜美君	清水 貴之君	

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

青山 繁晴君 山本 一太君

朝日健太郎君 橋本 聖子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 仁比 聡平君 (仁比聡平君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二二号)

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二三号)

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一六号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一七号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一八号)

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とパハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第一九号)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案(閣案第五三三号)

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣案第五四号)

地方自治法等の一部を改正する法律案(閣案第五五号)

学校教育法の一部を改正する法律案(閣案第五六号)

医療法等の一部を改正する法律案(閣案第五七号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣案第五八号)

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案(閣案第五九号)

港湾法の一部を改正する法律案(閣案第六〇号)

住宅宿泊事業法案(閣案第六一号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣案第六二号)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣案第六三三三)

地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所を設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特定原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(田島一成君外三名提出(衆第四四号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案(閣案第一〇号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣案第一一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府の拉致被害者救出に向けた施策に関する質問主意書(中山恭子君提出)(第五〇号)

復興資金流用問題に関する質問主意書(又市征治君提出)(第五一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石井苗子君提出家庭における両性の平等に関する質問に対する答弁書(第四四号)

参議院議員有田芳生君提出日朝合意における生存者帰国に関する質問に対する答弁書(第四五号)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 矢田わか子君 補欠 小川 敏夫君

予算委員

辞任 堂故 茂君 補欠 酒井 庸行君

中山 恭子君 中野 正志君

三宅 伸吾君 宮島 喜文君

山谷えり子君 有村 治子君

吉川ゆうみ君 中西 哲君

小川 敏夫君 矢田わか子君

川合 孝典君 風間 直樹君

藤末 健三君 古賀 之士君

熊野 正士君 若松 謙維君

佐々木さやか君 浜田 昌良君

倉林 明子君 山下 芳生君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

産業用電気料金の引き下げによる国内産業の国際競争力強化に関する質問主意書(藤末健三君提出(第四八号))

森友学園に対する国有地の売り払いに関する質問主意書(山本太郎君提出(第四九号))

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 中西 哲君 補欠 吉川ゆうみ君

宮島 喜文君 三宅 伸吾君

渡邊 美樹君 島村 大君

古賀 之士君 藤末 健三君

浜田 昌良君 三浦 信祐君

山下 芳生君 紙 智子君

清水 貴之君 石井 章君

アントニオ猪木君 薬師寺みちよ君

藤巻 健史君 清水 貴之君

福島みずほ君 山本 太郎君

松沢 成文君 アントニオ猪木君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣案第一〇号)

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣案第一八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(総務委員長提出(衆第五五号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山本太郎君提出「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する再質問に対する答弁書(第四六号)

参議院議員藤末健三君提出サイバーセキュリティに関する質問に対する答弁書(第四七号)

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 二之湯 智君 補欠 宮島 喜文君

外交防衛委員

辞任 滝沢 求君 補欠 進藤金日子君

山本 一太君 小野田紀美君

福山 哲郎君 宮沢 由佳君

決算委員

辞任 藤末 健三君 補欠 古賀 之士君

議院運営委員

辞任 三宅 伸吾君 補欠 宮島 喜文君

吉川ゆうみ君 中西 哲君

三浦 信祐君 浜田 昌良君

懲罰委員

辞任 藤巻 健史君 補欠 清水 貴之君

平成二十九年三月十七日 参議院會議録第九号

議長の報告事項

文教科学委員

辞任

補欠

小野田紀美君

山本 一太君

宮沢 由佳君

福山 哲郎君

厚生労働委員

辞任

補欠

宮島 喜文君

二之湯 智君

農林水産委員

辞任

補欠

進藤金日子君

滝沢 求君

予算委員

辞任

補欠

島村 大君

渡邊 美樹君

中野 正志君

中山 恭子君

三浦 信祐君

浜田 昌良君

紙 智子君

山添 拓君

大門実紀史君

吉良よし子君

浅田 均君

室井 邦彦君

石井 章君

石井 苗子君

薬師寺みちよ君

松沢 成文君

決算委員

辞任

補欠

吉良よし子君

大門実紀史君

石井 苗子君

石井 章君

行政監視委員

辞任

補欠

中山 恭子君

中野 正志君

議院運営委員

辞任

補欠

浜田 昌良君

三浦 信祐君

山添 拓君

井上 哲士君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府専用機に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第五二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
政府の拉致被害者救出に向けた施策に関する質問主意書(中山恭子君提出)(第五〇号)

復興資金流用問題に関する質問主意書(又市征治君提出)(第五一号)

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)」による事業の実施状況について「の報告を受領した。

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

宮島 喜文君

二之湯 智君

法務委員

辞任

補欠

東 徹君

浅田 均君

外交防衛委員

辞任

補欠

小野田紀美君

山本 一太君

進藤金日子君

滝沢 求君

宮沢 由佳君

福山 哲郎君

山口那津男君

三浦 信祐君

浅田 均君

東 徹君

文教科学委員

辞任

補欠

山本 一太君

小野田紀美君

宮沢 由佳君

宮沢 喜文君

山口那津男君

山口那津男君

厚生労働委員

辞任

補欠

二之湯 智君

宮島 喜文君

農林水産委員

辞任

補欠

滝沢 求君

進藤金日子君

予算委員

辞任

補欠

吉良よし子君

大門実紀史君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第二号))

政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第六号))

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 幹部職員の内閣法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 国家公務員法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 地方自治法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議(参第二八号)) 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議) 道州制への移行のための改革基本法案(藤巻健史君外一名発議) 消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(浅田均君外一名発議) 電波法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(浅田均君外一名発議) 医療法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議) 災害からの復旧復興に関する被災地公共団体の長の要請に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 地方教育行政改革の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議) 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(浅田均君外一名発議) 森林法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)	合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 自衛隊法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(浅田均君外一名発議) 領域等の警備に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案(浅田均君外一名発議) 電気事業法等の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 民法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)	公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案(浅田均君外一名発議) 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)(参第五七号) 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 労働基準法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 公職選挙法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議(参第六一五号)) 公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第六二二号)) 公職選挙法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議(参第六三三号)) 公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第六四四号)) 公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案(浅田均君外一名発議) 労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案(浅田均君外一名発議)	財政法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 健康保険法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 保育士給与の官民格差の是正に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 特定土砂等の管理に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 土地の掘削等の規制に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 土砂等の置場の確保に関する法律案(藤巻健史君外一名発議) 生活保護法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 当せん金付証券法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 競馬法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 自転車競技法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 小型自動車競走法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) モーターボート競走法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議) 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(藤巻健史君外一名発議)
--	--	---	--

平成二十九年三月十七日 参議院会議録第九号

議長の報告事項

平成二十九年三月十七日 参議院会議録第九号

議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(藤巻健史君外一名発議)

会計検査院法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第九〇号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)(参第九一〇号)

独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案(浅田均君外一名発議)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

地域再生法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案(浅田均君外一名発議)

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

雇用保険法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

地方法人税の廃止に関する法律案(浅田均君外一名発議)

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(浅田均君外一名発議)

産業競争力強化法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名発議)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する再質問主意書(糸数慶子君提出)(第五三三号)

家庭における両性の平等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月二十八日

石井 苗子

参議院議長 伊達 忠一殿

家庭における両性の平等に関する質問主意書

平成二十九年一月二十六日、東京高裁は、別居中の夫妻が長女の親権を争った訴訟の控訴審判決を言い渡した。この判決に関する報道の中に、裁判所が親権者を決定する際の基準の一つとして「母親優先の原則」があるとするものがあつた。これを踏まえ、以下質問する。

一 過去二十年間と、昭和五十年からの二十年間のそれぞれにおいて、裁判所が「母親」を親権者として決定し、これが確定した割合について、政府の把握するところを明らかにされたい。また、現在、裁判所が親権者を決定する際の基準の一つとして「母親優先の原則」が適用されているというのは事実か、事実であるならば、それはどの法律のどの条文に基づくものか、政府の見解を明らかにされたい。

二 前記一に関して、「母親優先の原則」なるものがあるとするれば、これは憲法第十四条に定める「すべて国民は、法の下に平等であつて、(中略)性別(中略)により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」どの規定に抵触するのではないか、政府の見解を示されたい。

三 「平成二十八年度男女共同参画基本計画関係予算額(分野別内訳表)」をみると、「第七分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」との項目がある。これは、あたかも暴力は、男性から女性に対して行ふものであり、女性による男性への暴力は存在しないかのような表現であつて不適切ではないか、政府の見解を示されたい。

四 政府が閣議決定した「第四次男女共同参画基本計画」における「第七分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」の「成果目標」では、平成三十二年までにDV被害を相談した女性の割合を七十パーセントとする旨の目標が記載されている。この数値目標の根拠は何か、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員石井苗子君提出家庭における両性の平等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石井苗子君提出家庭における両性の平等に関する質問に対する答弁書
一 前段について

お尋ねの「裁判所が「母親」を親権者として決定し、これが確定した割合」の意味するところが必ずしも明らかでないが、未成年の子がいる夫婦が離婚する際に裁判所が親権者を定めた裁判のうち、母親を親権者として定めたものであつて確定したもの割合については、政府として把握していない。

一の後段及び二について

御指摘の「母親優先の原則」の意味するところが必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難であるが、裁判所が親権者を定めるに

当たつては、個別具体的な事案に応じ、子の利益を最も優先して考慮する観点から、子を監護してきた者が誰か、現在の監護者が監護を開始するに至つた経緯、父母の子に対する愛情や監護に対する熱意、いわゆる面会交流に対する姿勢、養育能力や居住環境、子の年齢、子の心情や意向等の諸事情を総合的に考慮しているものと承知している。

三について

「第四次男女共同参画基本計画」(平成二十七年十二月二十五日閣議決定。以下「基本計画」という。)の第七分野については、暴力の被害者の多くが女性であるという現状や男女の置かれている我が国の社会の状況を踏まえ、特に女性に対する暴力について対策を講ずる必要があることから、その表題を「女性に対するあらゆる暴力の根絶」としているが、暴力は、被害者の性別や、加害者と被害者との関係問わらず、人権に対する著しい侵害であり、決して許されるものではないことから、男性の被害者も対象に、各施策を推進している。

四について

御指摘の数値目標については、基本計画において、配偶者からの暴力の被害者を適切な支援に結び付けるため、配偶者からの被害について相談する者の割合を高めることが重要との観点から、その被害を配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口等に相談した者の割合についての成果目標を設定することとし、女性にあつては、平成二十六年十二月に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」において、配偶者から何らかの被害を受けたことがあつた女性のうち、被害を相談したものの割合が五十・三パーセントであり、これを更に高めることを目指して、七十パーセントとしたものである。

日朝合意における生存者帰国に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年二月二十八日

参議院議長 伊達 忠一殿
有田 芳生

日朝合意における生存者帰国に関する質問主意書

平成二十六年五月二十九日、ストックホルムにおいて日本と北朝鮮との間で合意した内容(以下「合意文書」とする)の「北朝鮮側」には、「第四に、日本人の遺骨及び墓地、残留日本人並びにいわゆる日本人配偶者を始め、日本人に関する調査及び確認の状況を日本側に随時通報し、その過程で発見された遺骨の処理と生存者の帰国を含む去就の問題について日本側と適切に協議することとした」とあります。

そこで、「生存者」(残留日本人並びにいわゆる日本人配偶者の生存者。以下「生存者」とする)が帰国した場合の対応について質問します。

一 政府は、帰国した生存者には生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)が適用されると認識していますか。また、生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本に入国した場合、その家族についても生活保護法は適用されますか。

二 政府は、帰国した生存者には国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)が適用されると認識していますか。また、生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本に入国した場合、その家族についても国民年金法は適用されますか。

三 政府は、帰国した生存者には国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)が適用されると認識していますか。また、生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日

本に入国した場合、その家族についても国民健康保険法は適用されますか。

四 政府は、帰国した生存者には生活福祉資金貸付制度が適用されると認識していますか。また、生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本に入国した場合、その家族についても生活福祉資金貸付制度は適用されますか。

五 政府は、帰国した生存者には生活困窮者自立支援制度が適用されると認識していますか。また、生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本に入国した場合、その家族についても生活困窮者自立支援制度は適用されますか。

六 政府は、帰国した生存者は日常生活自立支援事業の適用を受けることができると認識していますか。また、生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本に入国した場合、その家族についても日常生活自立支援事業の適用を受けることができますか。

七 政府は、帰国した生存者は母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の適用を受けることができると認識していますか。また、生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本に入国した場合、その家族についても母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の適用を受けることができますか。

八 政府は、帰国した生存者は成年後見制度の適用を受けることができると認識していますか。また、生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本に入国した場合、その家族についても成年後見制度の適用を受けることができますか。

九 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第四十三号。以下「支援法」とする)第三条には、国及び地方公共団体の責務が定められていますが、政府は、同条に定める責務に基づく国又は地方公

共団体の施策は生存者にも適用されると認識していますか。

十 政府は、支援法第四条から第十四条までの規定は、生存者にも適用されると認識していますか。また、合意文書における「北朝鮮側」の第五では、拉致被害者及び行方不明者の帰国に関する協議等について言及されていますが、支援法第四条から第十四条までの規定は合意文書にいう「行方不明者」にも適用されると認識していますか。

十一 拉致被害者、行方不明者及び生存者(以下「生存者等」とする)が帰国した場合、その帰国した生存者等に対して国及び地方公共団体は様々な施策により支援をすることになります。その際重要な役割を果たすのが生存者等とのコミュニケーションと考えます。

帰国した生存者等の支援に当たる国及び地方公共団体の職員が韓国語・朝鮮語及びハングルを習得するために、政府はどのような施策を講じている、または検討していますか。また、帰国した生存者等が日本語を習得するために、政府はどのような施策を講じている、または検討していますか。現状をお示しください。

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出日朝合意における生存者帰国に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日朝合意における生存者帰国に関する質問に対する答弁書
一から八までについて
お尋ねの「帰国した生存者」、「生存者の家族で日本国籍を有しない者が生存者と暮らすために日本に入国した場合」及び「その家族」の意味

するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

九及び十について

お尋ねの「適用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国及び地方公共団体は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第四十三号。以下「支援法」とする)第三条から第十四条までの規定に基づき、必要な施策を講ずることとしている。

十一について

御指摘の「帰国した生存者等」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねについては個別具体的な状況に即して検討されるものであり、一概にお答えすることは困難であるが、支援法第六条の規定に基づき、国及び地方公共団体は、支援法第二条第一項第五号に定める帰国被害者等に対し、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずることとしている。

「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年三月三日

参議院議長 伊達 忠一殿
山本 太郎

「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する再質問主意書

平成二十九年二月十四日に提出した「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する質問主意書(第百九十三回国会質問第二十九号。以下「前質問主意書」という。)に対する答弁(内閣参質一九三第二十九号。以下「前回答弁書」という。)に疑義があるため、以下再質問する。

一 前回答弁書の一について「テロリズム」の定義として「特定の主義主張に基づき、国家等による受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいう」と承知している。」との答弁があったが、これは、特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要すれば「社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等」を行わずとも「テロ」に該当し得るとの理解でよいが、政府の見解を明確に示されたい。政府の見解がこの理解と異なる場合、この答弁にある「又は」はどの部分とどの部分を選択的に接続しているのか、該当する部分を明確に示されたい。

二 前記一に関して、前回答弁書の一についてにある、以下の事項に対する政府の認識を網羅的かつ具体的に示されたい。

1 「国家等」の「等」とは何を指すのか。

2 「受入れ等」の「等」とは何を指すのか。

3 「恐怖等」の「等」とは何を指すのか。

4 「殺傷行為等」の「等」とは何を指すのか。

三 前回答問主意書の中で「ある個人または団体が「テロリスト」である、あるいは、ある個人または団体の行為が「テロリズム」であるとの認定をするのはいかなる機関であるのか」、同じく四で「ある個人または団体が「一般の方々」であるとの認定をするのはいかなる機関であるのか」と質したところ、前回答弁書の二、四及び五について、「お尋ねの「認定をする」及び「認定した」との意味するところが必ずしも明らかではない」とされ、答弁がなされなかった。では、今般、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第五條一(a)(i)に規定する行為を犯罪とする法整備(以下「今回の法整備」という)を行うに当たっては、「ある個人または団体が「テロリスト」である」か否か、「ある個人または団体の行為が「テロリズム」である」か否か、加えて「ある個人または団体が「一般の方々」である」か否かを、いかなる機関が、いかなる根拠のもの

と、いかなる手段を用いて判断することを想定しているのか、政府の認識を改めて網羅的かつ明確に示されたい。

四 前回答弁書の三についてある「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」との「関わり」について、以下の事項に対する政府の認識を明確に示されたい。

1 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との婚姻関係は、この「関わり」に該当するか。

2 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との親子関係は、この「関わり」に該当するか。

3 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との婚姻関係及び親子関係以外の親族関係は、この「関わり」に該当するか。

4 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との職場あるいは学校等における知己関係は、この「関わり」に該当するか。

5 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人と名刺を相互に交換している関係は、この「関わり」に該当するか。

6 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人と電子メールアドレスを相互に交換している関係は、この「関わり」に該当するか。

7 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との、ツイッターにおける「フォロー」あるいは「フォローワー」関係、フェイスブックにおける「友達」関係、ラインにおける「友だち」関係等、ソーシャルネットワークワーキングサービスを通じて相互に情報を共有あるいは交換可能な状態にある関係は、この「関わり」に該当するか。

8 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」との「関わり」について、前記1から7の他にどういった事例が該当するか。

五 前回答弁書の三について、管内閣官房長官

の発言及び安倍内閣総理大臣の答弁は、テロ組織を含む組織的な犯罪集団と関わりがない方々が「処罰の対象とならないことが明確になるよう検討中」との趣旨である旨の答弁がなされたが、今回の法整備を行うに当たって、テロ組織を含む組織的な犯罪集団と関わりがない方々が「捜査の対象とならないことが明確になるよう検討はなされているか、政府の見解を明確に示されたい。」

整備については、過去の国会における御議論を踏まえ、テロ組織を含む組織的な犯罪集団と関わりがない方々が処罰の対象とならないことを明確にし、また、重大な犯罪の合意に加えてその実行の準備行為が行われた場合に限り処罰の対象とするものとする等を考えているところである。

現在、これらの考え方に基いた成案を得るべく法律案を検討中であり、その具体的内容等を前提とするお尋ねについて現時点でお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、右に述べた法整備が行われた場合に設けられる罪に係るものを含め、刑事事件の捜査及び公判は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)等に定める適正な手続に従って行われるものと考えている。

平成二十九年三月十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員山本太郎君提出「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

サイバーセキュリティに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議員山本太郎君提出「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する再質問に対する答弁書

サイバーセキュリティに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議長 伊達 忠一殿

藤末 健三

テロリズムとは、一般には、特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいうと承知しており、御指摘の「又は」は、「国家等にその受入れ等を強要し」と「社会に恐怖等を与える」とを接続しているものである。

サイバーセキュリティに関する質問主意書
昨今、情報通信システム等に対するサイバー攻撃が盛んに行われ、民間企業をはじめ、平成二十七年には日本年金機構が、また平成二十八年には防衛省がターゲットとされるなど、政府関係機関へのサイバー攻撃も行われてきたところである。また、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの世界規模の行事が今後日本で開催されるに当たり、我が国へのサイバー攻撃の一層の増加が考えられる。そのため、サイバーセキュリティに関する議論はこれまで以上に積極的に進んでいくべきであると考えている。

二について
先の答弁書(平成二十九年二月二十四日内閣参質一九三第二九号)一についてでは、テロリズムの一般的な意味として承知しているところをお答えしたものであり、お尋ねについて網羅的かつ具体的にお答えすることは困難である。三から五までについて
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第五條一(a)(i)に規定する行為を犯罪とする法

サイバーセキュリティに関する質問主意書
昨今、情報通信システム等に対するサイバー攻撃が盛んに行われ、民間企業をはじめ、平成二十七年には日本年金機構が、また平成二十八年には防衛省がターゲットとされるなど、政府関係機関へのサイバー攻撃も行われてきたところである。また、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの世界規模の行事が今後日本で開催されるに当たり、我が国へのサイバー攻撃の一層の増加が考えられる。そのため、サイバーセキュリティに関する議論はこれまで以上に積極的に進んでいくべきであると考えている。

これを踏まえ、以下質問する。

一 現在、内閣サイバーセキュリティセンター、警察庁、総務省、外務省、経済産業省、防衛省が中心となって我が国のサイバーセキュリティ対策を実施しているものと承知しているが、これらの機関の協力関係について示されたい。また、これらの機関の所掌事務に係るサイバーセキュリティ対策をそれぞれ示されたい。

二 現在、策源地(敵基地)攻撃について一部で議論されているところ、政府は、一般論として、「武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われた場合には、自衛権を発動して対処することは可能」との見解を示しているが、我が国が武力攻撃の一環としてサイバー攻撃を受けた場合、策源地である相手国のサイバー(第三国)に存在するものを含む。)に対してサイバー攻撃を行い、我が国を防衛することは、憲法第九条の下で許される自衛権行使の範囲内であると考えられるか。範囲内であると考えられるのであれば、その理由をお示し願いたい。

三 前記二において、相手国のサイバーに対するサイバー攻撃が自衛権行使の範囲内であると考えられる場合、我が国に武力攻撃の一環としてサイバー攻撃を行った相手国又は当該サイバーのある第三国に特殊部隊を派遣して、当該相手国のサイバー(第三国に存在するものを含む。)を停止又は物理的に破壊することについても、憲法第九条の下で許される自衛権行使の範囲内であると考えられるか。範囲内であると考えられるのであれば、その理由をお示し願いたい。

四 「武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われた」と判断する際には、当該サイバー攻撃による物理的被害の有無や、当該サイバー攻撃の対象が自衛隊の施設又は在日米軍の施設及び区域であるか否かが当該判断の基準となるのか、政府の見解を示されたい。

五 我が国は、武力攻撃の一環として行われたサイバー攻撃により具体的な被害を受けた後に自衛権を発動して当該サイバー攻撃に対処することとなるのか、あるいは、当該サイバー攻撃の実行の着手があつたと法的に評価され得る状況になれば自衛権を発動して当該サイバー攻撃に対処することが可能となるのか、政府の見解を示されたい。

六 民間企業・政府関係機関を問わずサイバー攻撃を受けている現在、サイバーセキュリティを強化するため民間企業や政府関係機関はサイバーセキュリティの専門家やコンサルタント企業を利用しているが、これら専門家や当該企業のコンサルタントが故意に他国の我が国に対するサイバー攻撃に加担する可能性も否定しきれず、当該専門家やコンサルタントがトロイの木馬となるリスクが存在する。サイバーセキュリティに関する専門家やコンサルタント企業の利用に当たっては、我が国へのサイバー攻撃に加担する可能性がないか、個々の専門家及びコンサルタントの信用性を担保する仕組みが必要だが、政府の認識如何。

平成二十九年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員藤末健三君提出サイバーセキュリティに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出サイバーセキュリティに関する質問に対する答弁書

一 について
政府においては、サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)に基づき、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣にサイバーセキュリティ

ティ戦略本部を置き、国家公安委員会委員長、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣等を同本部の本部員に充てるとともに、同本部に関する事務を内閣官房において処理することとしている。内閣官房に置かれ、この事務の処理等を行う内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの総合調整等の下、警察庁、総務省、外務省、経済産業省及び防衛省が中心となつて、サイバーセキュリティ戦略を策定し、実施する等している。

また、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターにおいては、ネットワークを通じて行政各部の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査等の事務を行い、国内外のサイバーセキュリティに係る情報集約、分析、国際連携、各省庁のセキュリティ人材を育成する等の施策を、警察庁においては、サイバー攻撃に係る捜査を推進するとともに、外国治安情報機関、民間事業者等と連携し、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止を図る等の施策を、総務省においては、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等に対するサイバー攻撃への対処能力の向上のための実践的な演習、二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けての公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等における高度な能力を有するセキュリティ人材の育成等の施策を、外務省においては、サイバー空間における国際的なルール作り、各国との協力・信頼醸成の促進、開発途上国のサイバーセキュリティ分野における能力の構築支援その他のサイバーセキュリティに係る国際連携強化のための取組等の施策を、経済産業省においては、電気事業者、ガス事業者等における演習等を通じて制御システムに係るサイバーセキュリティに関する人材の育成、情報処理安全確保支援士(以下「支援士」という。)の制度の創設、普及等による高度かつ実践的な知

識及び技能を備えた専門人材の確保等の施策を、防衛省においては、自衛隊の各種の指揮統制システムや情報通信ネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、サイバー攻撃対処能力の検証が可能な実戦的な訓練環境の整備等の施策を、それぞれ講じているところである。

二から五までについて

いわゆるサイバー攻撃と自衛権の行使との関係については、個別の状況に応じて判断すべきものであり、一概に申し上げることは困難であるが、その上で、一般論として申し上げれば、武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われた場合には、自衛権を発動して対処することは可能と考えられる。他方、その対処の方法や、いかなる場合にいわゆるサイバー攻撃が武力攻撃の一環として行われたと認定するのかについては、個別具体的に判断する必要があるが、一概に申し上げることは困難である。

六について

お尋ねの「個々の専門家及びコンサルタントの信用性を担保する仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年四月の情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の改正により、新たな登録制の国家資格として支援士制度が創設されたところである。

支援士については、サイバーセキュリティに関する知識及び技能に関する事項並びに遵守すべき倫理に関する事項を内容とした法定講習の定期的な受講を義務付けるとともに、信用失墜行為の禁止規定や罰則付きの厳格な秘密保持義務を設けるなど高い信頼性を確保している。

「日本再興戦略二〇一六」(平成二十八年六月二日閣議決定)において、平成三十二年までに三万人超の支援士の登録者数を目指すとの目標を置いたところであり、今後とも支援士制度の普及等に取り組むことにより、企業等が信頼性

の高い専門家を活用しやすい環境を整備してまいりたい。

政府機関においては、政府機関の情報セキュリティを確保するための統一的な基準である「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」(平成二十八年八月三十一日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を踏まえ、各政府機関が情報セキュリティ対策の基本的な方針である府省庁基本方針等を定めているところである。

各政府機関がサイバーセキュリティの専門家やコンサルタント企業に業務を依頼する場合には、府省庁基本方針等を踏まえ、契約の要件として、情報セキュリティに係る資格の保有等を含めることなどにより、信頼性の高い者に業務を依頼することとしているところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一一八円 (本体 一一〇円)